令和5年度 薬剤師の資質向上等に資する研修事業 「感染対策に関する指針・研修プログラム」

9. 感染対策における平時及び緊急時の 他医療機関や行政等との連携

日本薬剤師会 理事 亀山 貴康

9. 感染対策における平時及び緊急時の他医療機関や行政等との連携

本セクションの流れ

- (1) はじめに
 - 医療措置協定を締結する仕組み
 - 平時の感染対策と新興感染症等に対応する体制整備
 - 医療機関や行政との連携
 - ・薬局の業務継続計画(BCP)の策定
- (2) 行政・医療機関・薬剤師会等と連携について
 - 3つの体制と位置づけ
 - 医療機関等との連携と体制整備
 - 薬局における役割と他の各協定指定医療の役割を把握
 - 都道府県と保健所設置市・特別区との連携協議会の役割
- (3)情報収集
 - 薬局の事業継続計画の中に各情報リストを整理
- (4) まとめ

(1)はじめに ①医療措置協定を締結する仕組み

【国】 改正感染症法 有事の際に医療体制等の整備を円滑に進められるよう仕組みが法定化

【都道府県】

「感染症予防計画」



医療措置協定 締結

【医療機関】

薬局、病院・診療所、訪問看護ステーション

感染症対応を行う人材の育成(医療機関向けの研修・訓練の実施等)を進め、感染症対応能力を強化など

厚生労働省 医療政策研修会(令和5年度第2回)資料より引用 令和5年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業「感染対策に関する指針・研修プログラム」

9. 感染対策における平時及び緊急時の他医療機関や行政等との連携

医療計画における新たな事業と して「新興感染症発生・まん延 時における医療」が追加



改正感染症法による予防計画







【都道府県】 「感染症予防計画」

医療措置協定の内容を作成



協定の協議・締結の 進め方は、「医療措 置協定締結等のガイ ドライン」に沿って 行われる。

その都道府県に合った地域の感染症医療及び通常医療の提供体制を考慮

薬局が所在している都道府県の協定に関する情報をご確認下さい。

感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン令和5年5月26日より引用

- (1) はじめに ②平時の感染対策と新興感染症等に対応する体制整備
 - ◆ 薬局における平時の適切な感染対策と新興感染症 等に対応する体制の整備がなぜ大切なのか?
- ※ 感染症の拡大予防:

薬局は多くの人が訪れる場所であり、感染症の拡大を防ぐために適切な対策が重要です。手洗い、マスク着用、消毒等の対策を実施することで、感染のリスクを軽減できます。

● 地域の健康維持:

薬局は地域の健康維持に重要な役割を果たしています。感染症が蔓延すると、地域全体の健康に影響を与えますので、地域全体の健康を守るためには適切な対策を講じる必要があります。

令和5年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業「感染対策に関する指針・研修プログラム」

9. 感染対策における平時及び緊急時の他医療機関や行政等との連携

- (1) はじめに ②平時の感染対策と新興感染症等に対応する体制整備
- ◎ 感染症への早期対応:

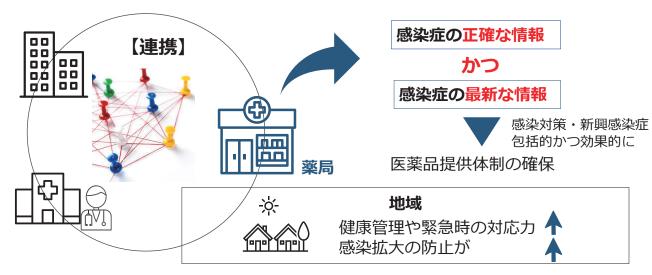
新興感染症など予期せぬ状況にも迅速に対応できる体制を整えることが 重要です。そのためには感染症の早期発見や情報提供が行える機能を備 え、必要な医薬品や物資を可及的速やかに供給をできるよう準備してお く必要があります。

医療体制の逼迫を軽減:

感染者が急増した場合においても、薬局が感染対策を行って適切に対応することで、医療体制の逼迫を起こさないよう医療機関と薬局の連携が 重要です。

薬局が平時から感染対策や新興感染症に対する体制を整えることが、地域の健康維持や状況変化に対する適切な対応を可能にします。

(1)はじめに ③医療機関や行政との連携



令和5年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業「感染対策に関する指針・研修プログラム」

9. 感染対策における平時及び緊急時の他医療機関や行政等との連携

(1) はじめに ④薬局の業務継続計画 (BCP) の策定

平時から準備

薬局の業務継続計画(BCP)を作成



薬局の感染対策など

- 【 各発生段階の地域医療体制の把握
 - 【 情報収集法や連携体制を確立 】 🤆



新興感染症等の発生・まん延に備える

- ◆ 都道府県
- ◆ 薬剤師会
- ◆ 医療機関

などに対して



(2) 行政・医療機関・薬剤師会等と連携について ①3つの体制と位置づけ

	実施機関	① 流行初期(目標数)	② 流行初期以降(目標数)
	医療機関	入院体制 約1.9万床	約5.1 万床 (約 3,000 医療機関(うち重点医療機関約 2,000))
		発熱外来 1,500機関	約4.2 万機関
医療提供体制			○自宅療養者等への医療の提供 ・病院・診療所数(約2.7万)、 ・薬局数(約2.7万)。 ・薬局数(約2.7万)。 ・訪看事業所数(約2.8千) ○後方支援を行う医療機関数(約3.7千) ○他の医療機関への応援派遣に対応可能な・医師数 (約2.1千)、・看護師数(約4.4千)
	地域衛生研究所等		
検査体制	医療機関 (検体採取・分析)	3万件以上日 (核酸検出検査)	約50万件以上 日 (核酸検出検査)
	民間検査機関等		
宿泊療養体制	宿泊施設	約16,000+α室	約73,000 室

厚生労働省 医療政策研修会(令和5年度第2回)資料より引用

9. 感染対策における平時及び緊急時の他医療機関や行政等との連携

- (2) 行政・医療機関・薬剤師会等と連携について
 - ②医療機関等との連携と体制整備
- 連携による医薬品提供体制:

地域薬剤師会、地域医師会などにより連携体制の整備 薬局は病院・診療所、介護事業所などと連携し、医薬品提供体制を構築 (必要により往診やオンライン診療、オンライン服薬指導等にも対応)

※ 薬局による医薬品提供体制:

要請

都道府県知事

女明

薬局

【発熱患者等への医薬品提供体制】 患者の求めに応じて

- ○情報通信機器を用いた服薬指導
- ○夜間・休日、時間外の対応(輪番制含む)
- ○薬剤の配送等の対応

など求められている。

厚生労働省 医療政策研修会(令和5年度第2回)資料より引用

③薬局における役割と他の各協定指定医療の役割を把握

協定締結の目的と方向性

平時より

医療機能と役割の明確化

実践的な訓練など

危機時

それぞれの役割が実行できるように

新興感染症に対応する医療と通常医療の提供体制の確保

医療措置の内容

① 病床確保:新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する。

② 発熱外来:新興感染症の疑似症患者等の診療を行う。

③ 自宅療養者等への医療の提供:居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し 医療を提供する。

④ 後方支援:新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する。

⑤ 医療人材派遣:新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣する。

厚生労働省 医療政策研修会(令和5年度第2回)資料より引用

医療措置協定の内容

			①病床確保	②発熱外来	③自宅療養者等に対する 医療の提供	④後方支援	⑤人材派遣	
協定の内容			病床を確保し(※1)、 入院医療を実施 ※1 新興感染症患者対応の病床を傾 候し、重症者用病床や、精神疾患を考 する患者、生産婦、小児等の特に配慮 を有する患者を受け入れる病床の幢領 も図る	発熱症状のある者の 外来を実施	自宅旅報者等(※2) に対し、 ・病院・診療所により、往診 等、電話・オンライン診療 ・薬局により、医薬品対応等 ・訪問指定事業所により、訪問指護等を実施 ※2 何治療養者、高齢者施級、障害 者施設等の入所者と含む	(左記の病床確保等を行う協定締結医療機関を支援するため、) 医療機関において、 の感染症患者以外	(感染症対応の支援 を要する医療機関 等を応援するため、) 医療機関におい て、 ①感染症患者に	
	体	態施主 と指 変要件	と指 ②動線分離等の院内感染対策 ②動線分離等の院内感染対策 ②計算に必要な 分談等 電		の患者の受入 ②感染症から回復 後に入院が必要 な患者の転院の 受入を実施	医療を提供する者 者 ②感染症予防等 に従事する関係 者を医療機関等 に派遣		
				新型コロナ対応で確保した最大規模の体制を目指す				
数値 目標 (全国での	(3か	流行初期 3か月を 約1.9万床 基本)		約1500機関	·病院·診療所(約2.7万機関)		- 医師	
数值目標) <予防計画>	②流行初期 以降 (6ヶ月 以内)	2	約5.1万床	約4.2万機関	·業局(約2.7万機関) ·訪問看護事業所(約2800機関)	約3700機関	(約2100人) - 看護師 (約4000人)	
			流行初期以降開始時点: ①+約1.6万床(公的医療機関等)	流行初期以降開始時点: ① +約3800機関(公的医療機関等)				
流行初期医療確保 措置の要件 (参酌して都道府県知事が 定める基準)			①発生の公表後(※4)、都道 県知事の要請後1週間以内をE 途に措置を実施 ②3の床以上の病床の確保 ③一般患者への対応について、 後方支援を行う医療機関との連携も含めあらかじめ確認	①発生の公表後(※4)、都道 府県知事の要請後1週間以内 を目途に措置を実施 ②1日あたり20人以上の発熱	-	-	-	

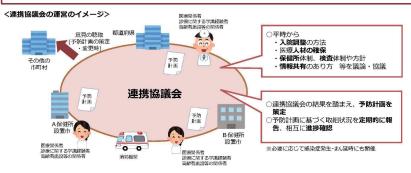
出典:厚生労働省 医療政策研修会(令和5年度第2回)資料

④都道府県と保健所設置市・特別区との連携協議会の役割

都道府県と保健所設置市・特別区との連携協議会

見直しのボイント

- ・今般のコロナ対応において、都道府県と保健所設置市や特別区との間で、入院調整が円滑に進まない、応援職員の派遣のニーズを共有できない、迅速な情報共有ができないなど、連携が十分ではないケースが見られた。
- ・このため、都道府県と管内の保健所設置市や特別区を構成員とする「連携協議会」を創設。入院調整の方法、医療人材 の確保、保健所体制、 検査体制や方針、情報共有のあり方などについて、平時から議論・協議し、その結果を踏まえて、 予防計画を策定。また、予防計画に基づく取組状況を定期的に報告、相互に進捗確認。
- ・こうした平時からの連携強化・綿密な準備を通じ、感染症発生・まん延時における機動的な対策の実施を図ることとした。 ※1 連携協議会には、医療関係者や学識経験者、高齢者施設等の関係者、消防機関が参画。なお、予防計画の策定・変更時には、現行と同様、
- 一般市町村からも原見膝取を行うこととした。 ※2 平時だけではなく、感染症発生・まん延時において連携協議会を開催することも可能。



(注)連携協議会の枠組みのほか、都道府県の総合調整権限の強化や保健所設置市・特別区への指示権限を創設。感染症発生・まん延時において、都道府県が迅速な対策や管内の一元的な対策の実施など必要がある場合に権限を発揮できるようにした。

出典:厚生労働省 医療政策研修会(令和5年度第2回)資料

9. 感染対策における平時及び緊急時の他医療機関や行政等との連携

(3)情報収集 薬局の業務継続計画の中に各情報リストを整理

平時/緊急時いずれにおいても

基本

基本の感染対策・流行状況の把握・適切な情報収集



新興感染症等の発生時

新興感染症等の状況を踏まえた感染対策

業務継続計画に沿った行動

薬局の業務継続計画(BCP)

情報収集先のリスト、医薬品・感染対策用品等取扱業者等リスト、平時に多くの処方箋を応需 している医療機関リスト、各医療圏における医療機関リストと薬薬連携先リストなどを制作

薬局の業務継続計画作成は、日本薬剤師会「新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画(案)薬局向け作成例」を参考にして下さい。

薬局の業務継続計画(BCP)【リスト例】

情報収集

o.jp/jp/influenza/
n.mofa.go.jp/
go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ kou/kekkaku- k.html
o.jp/ja/from-idsc.html
or.jp
aku.or.jp

令和5年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業「感染対策に関する指針・研修プログラム」

9. 感染対策における平時及び緊急時の他医療機関や行政等との連携

薬局の業務継続計画(BCP)【リスト例】

新型インフルエンザ等発生時の必須医薬品、感染対策用品等取扱業者等リスト例

商品名	定数在庫	使用期限	備考	取扱業者 担当者	連絡先

医薬品等取扱業者リスト

項目	会社名	担当者	連絡先	他	

薬局の業務継続計画(BCP)【リスト例】

平時に多くの処方箋を応需している医療機関リスト

医療機関名	電話番号	FAX番号	取り次ぎ先	

各医療圏における医療機関リストと薬薬連携先など

医療機関名	薬薬連携室・薬局	電話番号	FAX番号	

令和5年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業「感染対策に関する指針・研修プログラム」

9. 感染対策における平時及び緊急時の他医療機関や行政等との連携

(3) まとめ

新興感染症等の発生・まん延には、医療機関や行政との円滑な連携が必要です。迅速かつ効果的な対応を行うために、平時から連携体制を整えておくことが重要です。

また、正確な情報収集は感染対策において不可欠です。それによって薬局は 地域社会における健康維持やリスク管理を支援し、適切な対応を行うための基 盤を築くことができます。

令和5年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業「感染対策に関する指針・研修プログラム」

9. 感染対策における平時及び緊急時の 他医療機関や行政等との連携

ご清聴ありがとうございました

日本薬剤師会 理事 亀山 貴康